

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊健軍駐屯地
西部方面会計隊本部
業務科長 原島 貴男

次のとおり一般競争入札を行います。

1 競争に付する事項

- (1) 件 名：商用観測衛星による撮影技術援助役務
- (2) 規 格：仕様書のとおり
- (3) 履行場所：仕様書のとおり
- (4) 履行期間：令和7年10月10日

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること、なお未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度の防衛省競争 参加資格 (全省庁統一資格) 九州・沖縄地域の「役務の提供等」の「D」等級以上の資格を有するものであること。
(資格審査結果通知書(写)を令和7年9月5日(金)1700までに提出すること)。
- (4) 大臣官房衛生監、防衛政策局長及び防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

3 公告の掲示場所

西部方面隊ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/>)
陸上自衛隊健軍駐屯地、北熊本駐屯地、自衛隊熊本病院

4 契約条項・入札等参加者心得を示す場所

陸上自衛隊健軍駐屯地西部方面会計隊本部業務科契約班及び西部方面隊ホームページ

5 競争入札執行の日時場所

- (1) 入札場所：陸上自衛隊健軍駐屯地 会計隊会議室
- (2) 日 時：令和7年9月9日(火) 13時15分

6 落札決定方法

- (1) 総額(税抜き価格)が予定価格以内の最低額の入札をした者を落札者とする。ただし、当該応札価格が予算決算及び会計令(昭和24年勅令第165号)第85条の規定により契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準を下回った場合は、落札を保留し、必要な調査のうえ決定する。この場合、すべての応札者は官側が行う調査に協力するものとする。
- (2) 全ての入札が予定価格の制限に達しない場合は、直ちに再度入札を実施する。但し、郵便入札が含まれている場合には、後日改めて入札を実施する。
- (3) 同価の入札の場合については、抽選により決定する。

7 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金：免除
ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免除
ただし、契約者がその契約上の義務を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

8 入札の無効

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
- (2) 入札金額を訂正してある入札、及び入札書の記載事項及び押印が不明瞭なもの。
- (3) 入札参加資格者に関する条件に違反した入札

9 契約書等作成の要否

- (1) 「駐屯地用標準契約（請）書」の様式により作成提出
- (2) 適用する契約条項
「役務請負契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項」
「暴力団排除に関する特約条項」

10 その他

- (1) 郵便または持参による入札を可能とする。
- (2) 入札書に「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」と余白に記入すること。
- (3) 電信電話による入札は認めない。
- (4) 郵便による入札の場合は、送信封筒に必ず「（入札日時及び入札件名）入札書在中」の記載をし、入札期日の前日17時迄に必着するよう郵送又は持参し送付後、業務科契約班まで電話連絡すること。なお、郵便入札があった場合の再度入札の時期は別示とします。
- (5) 入札に関する委任を受けた者は、入札執行前に委任状を提出すること。
- (6) 入札における消費税の取り扱い
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税法に規定する消費税率に基づく消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額に消費税法に規定する消費税に基づく消費税法に相当する金額を差し引いた金額（税抜き）を入札書に記載すること。
- (7) 開札後、落札者に連絡します。

11 入札に関する事項の問い合わせ先

〒862-0901
熊本県熊本市東区東町1-1-1
陸上自衛隊健軍駐屯地 西部方面会計隊本部 業務科 契約班（担当：佐々木）
TEL 096-368-5111（内線3586）
FAX 096-368-3579

12 仕様書に関する事項の問い合わせ先

陸上自衛隊健軍駐屯地 第5地对艦ミサイル連隊第3科（担当：平野）
TEL 096-368-5111（内線3236）

陸 上 自 衛 隊 第 5 地 対 艦 ミ サ イ ル 連 隊 仕 様 書			
名 称	商用観測衛星による撮影技術援助役務	調達要求書番号	
		作 成 年 月 日	令和7年8月19日
		作 成 部 隊	第5地対艦ミサイル連隊
1 総 則			
1.1 適用範囲			
本仕様書は、陸上自衛隊第5地対艦ミサイル連隊による商用観測衛星による撮影等技術援助役務について規定する。			
1.2 用語及び定義			
本仕様書で使用する用語及び定義は、GLT-CG-Z000001及びGLT-CG-Z500002によるほか、次による。			
1.3 引用文書			
本仕様書に引用する次の文書は、本仕様書に規定する範囲内において、本仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。			
a) 仕様書			
GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書			
GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書			
b) 法令等			
特定秘密の保護に関する訓令（平成26年防衛省訓令第64号）			
秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）			
2 技術援助に関する要求			
2.1 技術援助対象装備品等名・実施場所・期間・人員・作業内容			
技術援助対象装備品等名・実施場所・期間・人員・作業内容は、調達要領指定書によって指定する。			
2.2 技術援助の実施			
契約の相手方は、部隊等の検査・監督官の指示を受け、技術支援を実施するものとする。			
2.3 技術援助の内容			
技術援助の内容は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次による。			
a) 操作、点検、試験、計測及び故障探求・修理の技術支援			
b) その他の技術的事項に関する指導			
2.4 指定場所以外への派遣			
契約の相手方は、指定場所以外に派遣の必要が生じた場合は、契約担当官等に申し出て指示を受けるものとする。			

2.5 作業記録等

- a) 契約の相手方は、作業記録（役務完了調書）による所要事項を記入し、検査・監督官の承認を受けるとともに、検査官を経て契約担当官等に提出するものとする。
- b) 契約の相手方は、対象装備品等に故障が発生した場合、故障状況報告書により所要事項を記入し、検査・監督官の承認を受けるとともに、検査官に提出するものとする。

3 品質保証

3.1 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等の定める監督・検査実施要領による。

3.2 その他

修理を実施した部位・部品について、本来の性能等が低下してはならない。

4 その他の指示

4.1 かし条項の適否

契約の相手方は、かし条項に該当する場合は、契約担当官に申し出るものとする。

4.2 秘密保全

契約の相手方は、特定秘密の保護に関する訓令（平成26年防衛省訓令第64号）及び秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）（以下、訓令等という。）に基づく立ち入り禁止区域に立ち入る場合は、訓令等に基づき許可を受けて立ち入るものとする。また、業務の実施に際して直接、間接を問わず秘密に関する事項については、訓令等に基づき秘密の保全を行うものとする。

4.3 官の設備等を使用

官の設備等を使用する場合は、当該実施場所の許可権者の許可を得て、官の設備の使用するものとする。なお、契約の相手方は技術援助のための当該駐屯地等の入出手続き等については、当該駐屯地の定めるところによる。

4.4 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する。

4.5 その他の必要事項

その他の必要事項については、調達要領指定書によって示すものとする。

4.6 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

調達要領指定書	調達要求書発簡番号	
	調達要求番号	
	調達要求年月日	令和7年8月19日
	作成部課	第5地对艦ミサイル連隊
	作成年月日	令和7年8月19日
品名	商用観測衛星による撮影技術援助役務	
指定事項：		
2.1 技術援助対象装備品等名・実施場所・期間・人員・作業内容		
2.1.1 実施期間・実施場所		
a) 全般（撮影・解析支援等）		
令和7年9月18日（木）から令和7年9月21日（日）		
b) 撮影		
1) 令和7年9月18日（木）から同年9月21日（日） 北海道大演習場		
2) 細部撮影時期は、官側との調整による。		
2.1.2 撮影対象場所		
a) 北海道大演習場		
b) 細部撮影地域は、官側との調整による。		
2.2 技術援助の内容		
北海道大演習場の装備品及び人工物の撮影状況を確認するため、商用観測衛星（光学及び合成開口レーダ）を用いた各種地上目標の画像情報を収集するための撮影技術支援に係る役務		
2.2.1 商用観測衛星（光学及び合成開口レーダ）の性能・諸元及び各種地上目標物の撮影		
a) 商用観測衛星（光学及び合成開口レーダ）に具備すべき性能・諸元		
1) 推奨条件（オフナディア角）のとき、以下の分解能と面積で撮影できるSAR衛星であること。		
アジマス分解能：1. 1m以下		
グラウンドレンジ分解能：1. 1m以下		
撮像面積：5×5km ² 以上		
2) 推奨条件のとき、以下の分解能と面積で撮影できる光学衛星であること。		
アジマス分解能：0. 3m以下		
グラウンドレンジ分解能：0. 3m以下		
撮像面積：10×10km ² 以上		
3) 撮影データを見やすく加工できる。		
4) 北海道大演習場の主要部分の撮影が可能（細部撮影箇所は官側との調整による。）		

b) 商用観測衛星（光学及び合成開口レーダ）による各種地上目標物の撮影

- 1) 撮影準備及び撮影：契約相手方による。
- 2) 撮影周波数（合成開口レーダ）：Xバンド
- 3) 撮影数

令和7年9月18日（木）から同年9月21日（日）の間、合成開口レーダ6回、光学3回

2.2.2 撮影した画像の解析

商用観測衛星（光学及び合成開口レーダ）による撮影画像の解析（反応箇所
の表示等）

2.2.3 その他

契約の相手方は、官側の指示を受け、技術援助を行うものとする。

この際、技術援助に必要な器材、撮影器材等については契約相手側が用意するものとする。

その他の器材については別途官側との調整による。

4.4 提出書類

4.4.1 撮影データ等の提出

a) 商用観測衛星（光学及び合成開口レーダ）による撮影データ（解析含む。）

b) 提出時期

- 1) 令和7年10月10日（金）
- 2) 提出要領等については、官側との調整による。

4.5 その他の必要事項

a) 本役務は、特定秘密の保護に関する訓令（平成26年防衛省訓令第64号）及び
秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）（以下、訓令等という。）
に該当するため、業務の実施に際して、直接・間接を問わず知り得た秘密に関す
る事項については訓令等に基づき秘密の保全を行うものとする。

b) センサー等の不具合に伴う撮影不備、修理、部品交換及び整備は契約相手方の
負担とする。

c) 提出された撮影データ及びそれに付随する情報（撮影条件等）については、官側
の判断により研究協力機関等に対し、提供できるものとする。

d) 本仕様書に疑義がある場合には官側と調整するものとする。

e) 細部問い合わせ先

陸上自衛隊第5地対艦ミサイル連隊第3科 平野 明德
096-368-5111 内線3236